

旭川市役所来庁者駐車場貸付事業仕様書

この仕様書は、旭川市役所来庁者駐車場貸付事業を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めるものである。

1 目的

行政目的の効果の達成のために利用されるべき公用の駐車場である旭川市の来庁者駐車場について、民間の駐車場運営事業者(以下「事業者」という。)の専門的な技術や経験を活用し、開庁時間帯は市役所での手続等のための利用者(以下「目的内利用者」という。)の利用スペース及び利便性を確保するとともに、開庁時間帯以外の夜間及び土日祝日は有料時間貸駐車場として利用し、行政財産の有効活用を図ることを目的とする。

2 来庁者駐車場(以下「対象物件」という。)

	対象物件1	対象物件2
名称	総合庁舎横駐車場	第三庁舎跡地駐車場
所在地	北海道旭川市6条通9丁目	北海道旭川市6・7条通10丁目
使用許可面積	3,817.32㎡	6,568.84㎡
車室数	一般車用 121室 おもいやり駐車場 11室 計132室	一般車用 223室 おもいやり駐車場 5室 計228室
種類	平面駐車場	
指定する運営形態	終日無休(24時間営業)駐車場 (ただし、有料時間貸駐車場のみ)	終日無休(24時間営業)駐車場 (有料時間貸駐車場以外も可)
設置工作物	外灯 5灯 出口・入口・誘導看板・単管フェンス ほか	外灯 15 灯 出口・入口・誘導看板・フェンス ほか
現在の状態	平日午前8時30分から午後9時まで無料の来庁者駐車場として運営中	整備工事中
平面図	資料1-1のとおり	資料1-2のとおり

※ 積雪期は車室の一部を雪堆積場所として利用するため、減となる。

※ 対象物件の法令上の取扱いは運用内容に応じて確認する。

3 使用条件等

(1) 使用形態

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238の4第7項の規定による行政財産の使用許可とする。そのため、旭川市公有財産規則(昭和58年旭川市規則第41号)に基づき、行政財産使用許可申請書等の市への提出を要する。

(2) 使用範囲

対象物件1(資料1-1)及び対象物件2(資料1-2)で示す場所とする。

ただし、当該範囲外に工作物等の設置を希望する場合は、市と協議の上、既存工作物や地下埋設物等に支障がない範囲で使用を可能とする。この場合、別途行政財産使用許可申請を要するものとし、当該使用に係る使用料及び維持管理に係る経費を加算料金として負担すること。

(3) 使用期間

対象物件1:令和8年12月1日から令和12年7月31日(44か月)

対象物件2:令和9年8月1日から令和12年7月31日(36か月)

※使用期間開始までの間は準備期間とし、事業者はこの期間に本事業に関わる工程計画や施工図等の作成及び駐車場運営に係る法令上必要な申請手続等、業務を適正に履行できる準備を整えとともに、駐車場管理運営に必要な整備工事を行うこと。

※対象物件1は使用期間終了後、(仮称)新文化ホール建設のため解体を予定している。

(4) 使用料

ア 本業務実施要領、仕様書等に基づき事業者が示した額とする。

イ 原則として、使用期間中に使用料の改定は行わない。ただし、地価の著しい変動、その他正当な理由がある場合は、市と事業者で協議する。

ウ 雪堆積場所確保のため車室が減となる冬期間においても使用料の減額は行わない。

エ 市が発行する納入通知書により、年度ごとに当該納入通知書で指定する日までに納入すること。

オ 年度ごとの納付額は協議による。

(5) 加算料金の負担

使用料とは別に、次のとおり加算料金を負担すること。

ア 駐車場の維持管理に係る経費を加算料金として事業者が負担するもの

加算料金の額は、対象物件の使用及び管理運営する期間に応じ前年度の実績等を基礎として市が算出する。市が発行する納入通知書により、年度ごとに当該納入通知書で指定する日までに納入すること。

(参考) 令和7年度実績等に基づく年間加算料金見込額(税込)			(円)
	対象物件1	対象物件2	
電気料金(外灯)	14,177	39,226	
保険料(外灯と誘導サイン分)	734	2,203	
除雪費	279,597	481,130	

イ 市の電気設備等から分岐して事業者が設備を利用する場合のみ負担するもの

電気料金等・・・事業者が設置する機器の消費電力に基づき市が算出し、事業者が負担する。

(6) 業務・経費の負担区分

管理運営の業務・経費負担区分は次の表のとおりとし、定めのないものについては、市と事業者の協議により、都度決定する。

項目	備考	市	事業者
駐車場管制及び精算等設備の設置・点検及び修理	・駐車場を運営するための設備一式及び電気・通信の配線を含めた設置工事費 ・キャッシュレス決済の導入・運用は必須		○

	・社会情勢の変化に伴う改造等を事業者の負担により、適宜行うこと		
使用区域内の舗装・ライン・車止め等の点検及び補修	破損の原因が事業者の故意又は過失がある場合は事業者負担	○	
消耗品の負担及び認証機以外の消耗品の補充			○
消耗品の補充(認証機)		○	
認証機の対応	目的内利用者の無料化認証措置	○	
利用料金の回収			○
駐車場の清掃、植栽管理、除雪	除雪車による除排雪は 11 月 16 日から 3 月 31 日までとし、除雪は8cm以上の降雪時、排雪は月2～3回まで	○	
駐車場管制及び精算等設備の稼働に必要な電気料金・通信費の負担			○
不正・長期駐車への対応			○
駐車場利用者からの問合せ・苦情対応			○

○:各項目に対する負担者を示す。備考欄に特記事項がある場合は、それに従うものとする。

4 駐車場に関する条件

事業者は、駐車場関連法令等を遵守した提案内容に基づく事業計画により、自らの責任と負担において有料時間貸駐車場の整備、運営及び駐車場管制設備等の維持管理・修繕等を行うものとする。

(1) 対象物件の用途

有料時間貸駐車場とし、機械による管理を行う駐車場とすること。

対象物件2は、おおむね110台の有料時間貸駐車スペースを確保した上で、時間帯を問わず、事業者の提案により有料時間貸駐車場以外の駐車場の高度利用のための独自の取組の実施を可能とする。なお、当該取組はあくまでも駐車場として利用することを条件とし、市の承認後の実施となることに留意すること。

また、対象物件2のエリア A と B は車止め及びチェーンで区切ることが可能となっていること、エリア B には別途車両の出入可能な歩道の切下げがあることから、駐車場を区分した運用が可能である。(資料1—3のとおり)

(2) 対象物件の使用条件

ア 各対象物件の管理運営については、それぞれの物件について 3(3)の期間の初日から末日まで行うものとする。ただし、対象物件1に限り、市と協議の上令和8年12月1日から同年12月末日までの間で管理運営の開始日を別に定めることができるものとする。

イ 24 時間365日の営業とする。

ウ 平日の午前8時30分から午後5時30分までについては、目的内利用者の駐車スペースを確保することを優先するものとし、それ以外の方(以下「目的外利用者」という。)の利用を抑制できる管理運営とすること。

エ 4(2)ウ以外の時間帯は総合庁舎等周辺の時間貸駐車場利用料金等を鑑みた管理運営とすること。

オ 出庫は1か所となることから、利用者の事前精算忘れや駐車券紛失・汚損・破損の場合でも、出庫の渋滞が発生しないようなフローとすること。

(3) 対象物件の整備

ア 関係法令を遵守し、法令等に既定する必要な申請等の手続は全て事業者が行うこと。ただし、法令上市が届出者又は申請者となる必要がある手続については、事業者は必要書類、図面、管理規定案その他届出に必要な資料の作成及び関係機関との協議に協力し、その費用を負担すること。

イ 事業者が設置する設備、看板等の企画・デザイン等については、安全性、機能性に配慮をした上で、既存の敷地内工作物等との調和を図ることとし、設置位置も含めあらかじめ市と協議すること。また、可能な範囲で旭川市デザインシステム(<https://design-system.city.asahikawa.hokkaido.jp/>)を活用すること。

ウ 事業者は、駐車場設備の設置に際し、著作権、特許権、実用新案権意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する際には、その使用に関する一切の責任を負うこと。

エ 周囲への騒音対策のため、ゲートを含めた設備は静音仕様のものでとすること。

オ インターネット上でも満空状況が確認できるよう整備すること。

カ 駐車場の入出庫台数、入出庫時間、利用時間等のデータを管理し、市の求めがあった際には随時提供できるシステムを整備すること。

キ 次の表を参考に駐車場運営に必要な全ての設備を設置すること。ただし、実際に設置する設備及びその数量は、事業者の提案に基づくものとし、レイアウトを含め事前に市の承認を得て設置すること。

(4) 機器の構成

設置機器等名称	機器の必要な機能	必要台数
駐車場管制設備	・車両検知器・制御盤等必要設備を設置するほか、ゲート式又はカメラ式等を問わないが、ロック板(フラップ)は設置不可とする。その他緊急車両及び除雪車の通行に支障のないものとする ・ <u>ゲート式の場合</u> 出入口のバー(ゲート)で入出庫を管理するもので、入庫の時に駐車券を取るとゲートバーが上がり、出庫の時には事前精算済みの駐車券又は出庫時の精算でゲートバーが上がる方式のものとする ・ <u>カメラ式の場合</u> カメラが入出庫口で車両情報を読み取ることで、駐車車両の入庫時間を把握し、出庫時に料金精算をする方式のもの	1式

	とする。また、ナンバープレートの車両番号を読み込めなかった場合に、車両番号入力以外の方法による精算対応が可能なものとする	
料金事前精算機	・屋外対応可能なもの(全て屋外設置) ・キャッシュレス決済を含め、幅広い決済方法に対応可能なもの ・新紙幣・新硬貨・新決済方法など、社会情勢の変化に対応可能な改造等を事業者の負担により適宜行うこと ・領収書発行が可能であること(インボイス対応) ・障害、用紙切れ、釣銭切れ等の状況を遠隔で事業者が把握可能なもの ・本体又は本体付近に、操作方法の説明を表示するほか、緊急連絡先の掲示やインターホンの設置など、事業者と駐車場利用者が24時間直接連絡できる体制とすること ・その他料金支払時に発生が想定される障害に対応可能なもの ・対象物件1、対象物件2両方の利用精算が可能なもの ※出口のゲート設備に精算機が含まれる場合でも、別途事前精算機を設置すること ※配置位置を資料2のとおり推奨する	3台以上 (対象物件1内 1台 対象物件2内 1台 総合庁舎周辺 1台)
カーゲート	・ゲートバーは、クッション材等により、事故時の衝撃を緩和できること ・ゲートバーは、不具合発生時や停電等の緊急時には事業者が遠隔操作で開閉できること ・出口には必ず設置すること ・<u>ゲート式の場合</u> 入口にも必ず設置すること ・<u>カメラ式の場合</u> 入口には必ずしも必要ではないと考えられることから、入口に設置するか否かは事業者の判断による	・ゲート式 4台 (対象物件1内 2台 対象物件2内 2台) ・カメラ式 (2台以上 対象物件1内 1台以上 対象物件2内 1台以上)
入口表示灯(満車空車表示)	入口付近の街路樹等に留意し、夜間でも視認可能なものとする	2台以上 (対象物件1内 1台以上 対象物件2内 1台以上)
出庫警報灯	回転灯、音等で構成すること	同上
ループコイル		1式

看板(料金案内、利用案内看板等)	・駐車場の名称、利用料金、営業時間、精算方法、使用可能金種、領収書発行、非常時・障害発生時の連絡先及び連絡方法等を表示すること ・内容の英訳を追加表記するなど、外国籍の利用者でも理解できるよう配慮すること ・旭川市デザインシステムを取り入れること	1式
認証機	対象物件1、対象物件2両方に対応可能なものとする	30台以上

(5) 対象物件の工事

- ア 対象物件1については、現状有姿の状態で使用を許可するものとし、整備工事中も目的内利用者の駐車場としての利用を継続できるようにすること。
- イ 対象物件2については、市の整備工事中の作業を可能とし、作業時期等は協議によるものとする。
- ウ 整備工事を行う際には、騒音の発生や周囲の交通を阻害しないように十分配慮すること。
- エ 事業者が設置する設備に必要となる電力、通信回線等についても、自らの負担で敷設工事を行うこと。
- オ 配管図 資料3—1、3—2のとおり

(6) 駐車場の運営管理

- ア 目的内利用者が総合庁舎等で手続等に要した所要時間は全て無料とすること。
- イ 目的内利用者を無料とする措置については、認証機によるものとし、認証機を30台以上用意すること。
- ウ 次に該当する者は利用料金の認証機の操作により利用料金を無料とすること。なお、土日祝日の利用も含むことに留意すること。
 - (ア) 目的内利用者
 - (イ) 総合庁舎等で開催される会議、研修、イベント等の事業参加のために来た者
 - (ウ) 議会参会等で来庁する市議会議員及び傍聴に来た者
 - (エ) 公用車や、庁舎又は駐車場の維持管理のために利用する者であらかじめ庁舎管理者が認めた者
 - (オ) その他庁舎管理者が認めた者
- エ 利用料金の決定及び変更については、事前に市の承認を得ること。
- オ 目的外利用者の利用の増加が認識され、目的内利用者の駐車スペースが確保できない状態が継続するなど、目的内利用者の駐車場利用に支障が生じていると市が判断した場合は、市と協議の上対策を実施すること。
- カ 駐車場利用者及び近隣等からの意見、要望、問合せ、苦情等に係る処理及び解決は事業者が責任をもって行うこととし、トラブル等が発生した場合、市及び駐車場利用者が24時間直接連絡できる連絡先を看板等に明示するか、あるいはインターホン等を各物件内に設置すること。
- キ 機器等のトラブルに係る処理及び解決について、遠隔で解決できない場合に現地に出動できるよう保守・緊急対応の拠点を市内に設け、日時を問わず速やかに対応できるようにすること。
- ク 北海道音楽大行進をはじめとする市のイベント、電気保安保守点検等による停電日等には、駐車場の一部又は全部について、有料運営を行えないことがある。当該日はおおむね年10日程度とし、日程

については市からあらかじめ通知し、運営を行わない期間等について協議を行う。なお、この休業に伴う営業補償は行わない。

※ 北海道音楽大行進・・・旭橋に隣接する河川敷公園から永隆橋通を駅前まで、吹奏楽、マーチングバンドの団体約4,000人が、演奏しながら行進するイベント。行進時間帯の正午から16時30分頃まで大規模な交通規制が敷かれ、対象物件1、2の入口は交通規制区間に面しているため入庫不可となる(出庫は可)。開催は6月第1土曜日。荒天時以外は決行。

ケ 災害発生時ほか緊急にやむを得ない場合で市の求めがあった場合は、無料敷地利用や敷地封鎖に協力すること。

(7) 円滑な駐車場利用のための事前説明・周知等

ア 事業者は、市職員に対し無料化認証措置のための認証機の使用方法や、利用方法について資料作成や説明会開催などの方法により認知度を高める対策を実施すること。

イ 事業者は、駐車場利用者に対し、市と連携して目的内利用者の範囲や利用料金、精算方法等について、各種媒体を用いて周知に努めること。

5 定期報告等

(1) 事業者は、月毎に利用実績を含む事業報告書を作成し、市に提出すること。

(2) 重大な事故の発生や、不当要求行為については、発生後速やかに市に報告すること。

6 禁止事項

(1) 事業者は、対象物件の使用に当たり、この土地の形質を改変することはできない。ただし、あらかじめ市から書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(2) 事業者は、市の承認なくして対象物件を駐車場以外の目的に使用することはできない。

(3) 事業者は、対象物件の土地に建物を設置することはできない。

7 損害賠償

(1) 事業者は、その責めに帰すべき理由により、対象物件の全部又は一部を滅失し、若しくは毀損したときは、損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、事業者が自己の負担により対象物件を現状に回復した場合はこの限りでない。

(2) 事業者は、事業実施に際し、市又は第三者に損害を与え、又は権利の侵害を引き起こした場合は、全て事業者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

8 事業者の責務

(1) 事業者は、善良なる管理者の注意をもって対象物件を使用すること。

(2) 事業者は、対象物件を使用して行う事業に伴う一切の責任を負うこと。

(3) 事業者は、市が対象物件の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

(4) 事業者は、対象物件の使用に当たっては、近隣住民等の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

9 使用許可の取消し

次の場合には、使用許可を取り消す場合がある。

- (1) 使用許可をした財産を、市が公用で使用する必要があるとき。
- (2) 使用者が使用許可条件に違反していると認められるとき。
- (3) その他行政財産の使用許可の規定に違反したとき。

10 その他

- (1) 事業者は、使用期間の満了又は使用許可の取消しにより、本業務を別の事業者を引き継ぐ必要が生じたときは、引継ぎが円滑に行えるよう協力しなければならない。
- (2) 事業者は、使用期間の満了又は使用許可の取り消されたときは、事業者の負担により、市が指定する期日までに事業者が設置した駐車場設備を撤去し、原状に回復した上で、対象物件を市に返還しなければならない。

ただし、双方協議により使用許可物件の取扱いについて別に定めた場合については、この限りではない。

また、事業者が前述の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のため処置を行い、その費用の支払を事業者に請求することができる。この場合において、事業者は何ら異義申し立てを行うことができないものとする。

- (3) 利用車の車番情報を記録する場合は、個人情報扱うため、事業者及びコールセンター業務を行う会社は、プライバシーマークを取得していること。
- (4) 対象物件1内のガードマンボックスには、市が別途配置する警備員が1名平日日中(午前8時30分から午後5時30分まで)常駐している。基本的には市の管理範囲内の業務を行う者であるが、事業者の管理範囲内について問合せを受けた場合の対応について、対応マニュアルを準備すること。
- (5) 上記事項のほか、市が対象物件の利用状況等について調査を実施するとき又は関係資料の提出を求めた場合は、協力すること。
- (6) その他市に有益と思われる提案があれば必要に応じて行うこと。
- (7) 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と事業者が十分に協議の上、決定するものとする。
- (8) 対象物件の使用に当たっては、関係法令、関係条例及び規則等を遵守すること。

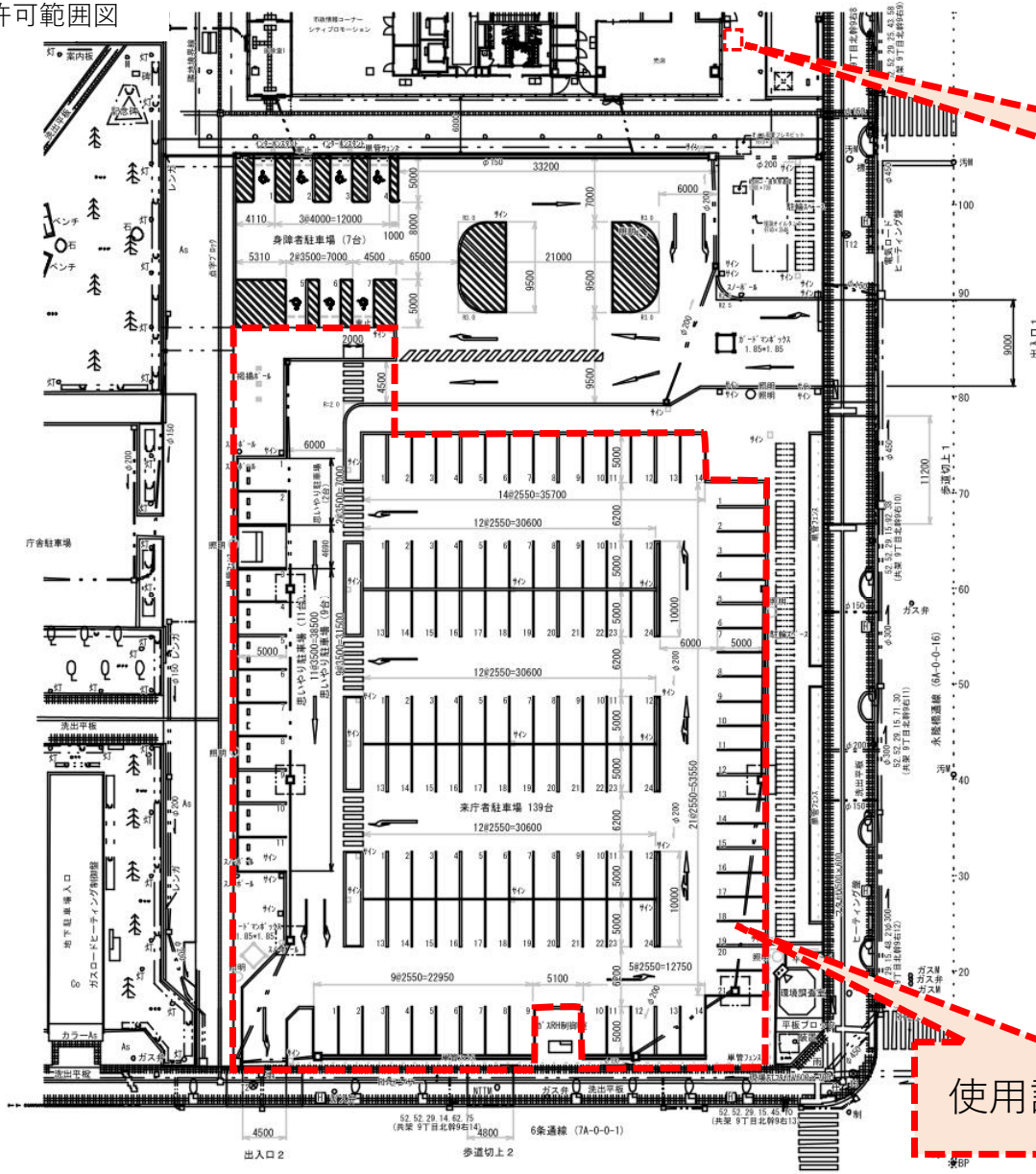
【参考資料】

資料4 周辺配置図、総合庁舎1階平面図、市の組織の概要、事務室等配置図、総合庁舎等の概要、旭川市7条駐車場概要、中心市街地イベント実施状況、総合庁舎横駐車場の現状有姿

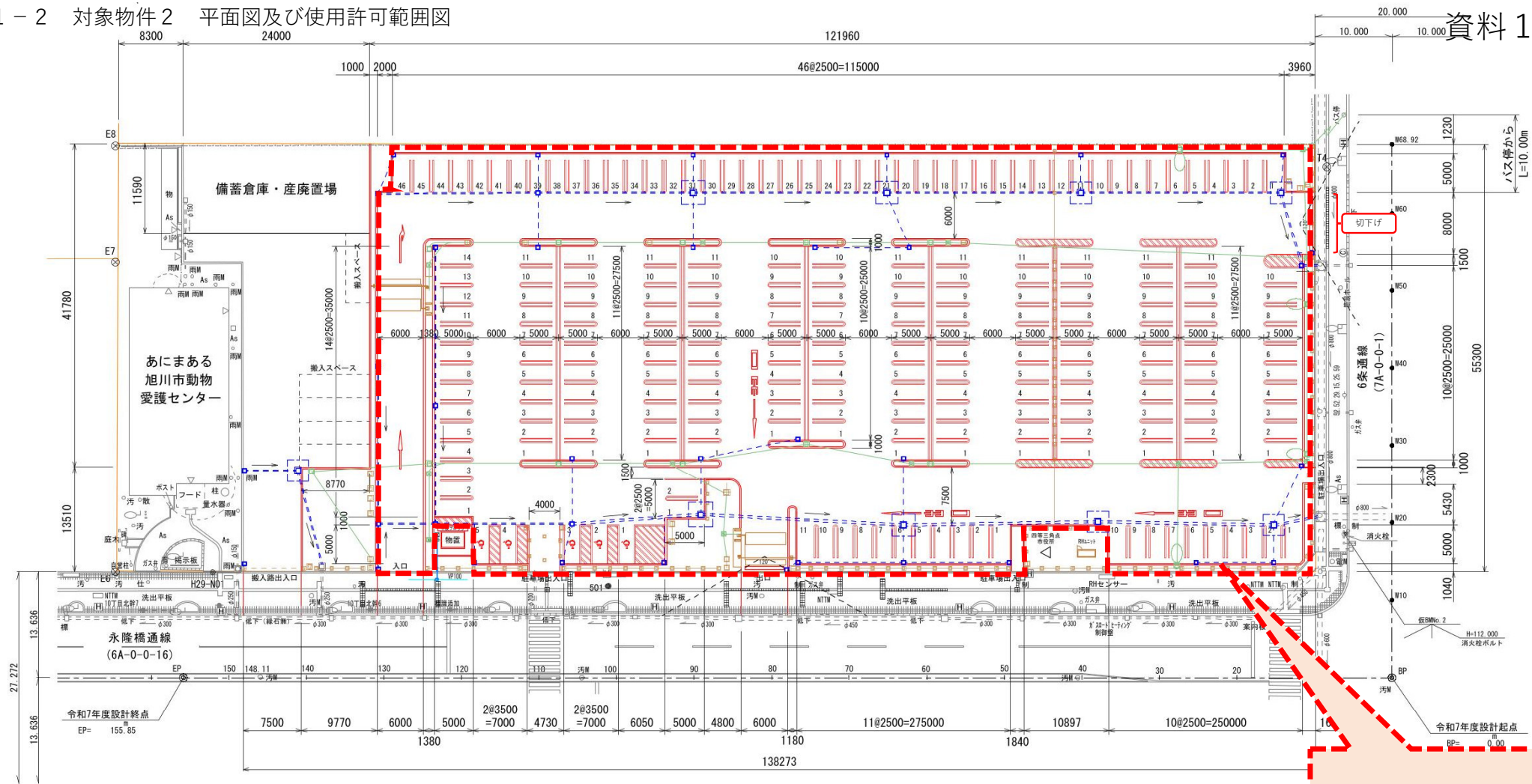
使用許可範囲

※事前精算機の配置場所として想定
※位置の変更は可

使用許可範囲



資料 1 - 2 対象物件 2 平面図及び使用許可範囲図

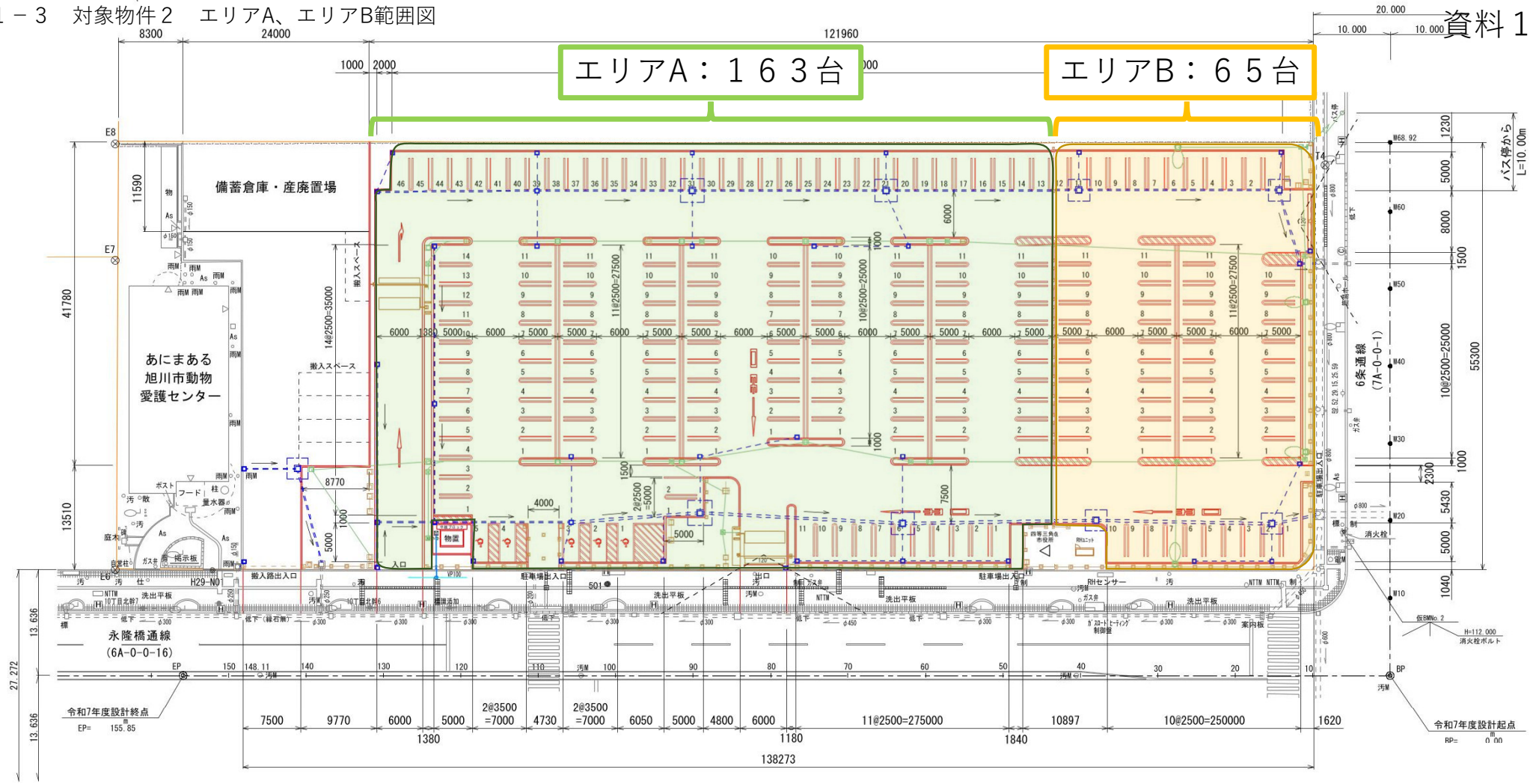


使用許可範囲

対象物件 2

資料 1 - 3 対象物件 2 エリアA、エリアB範囲図

資料 1 - 3

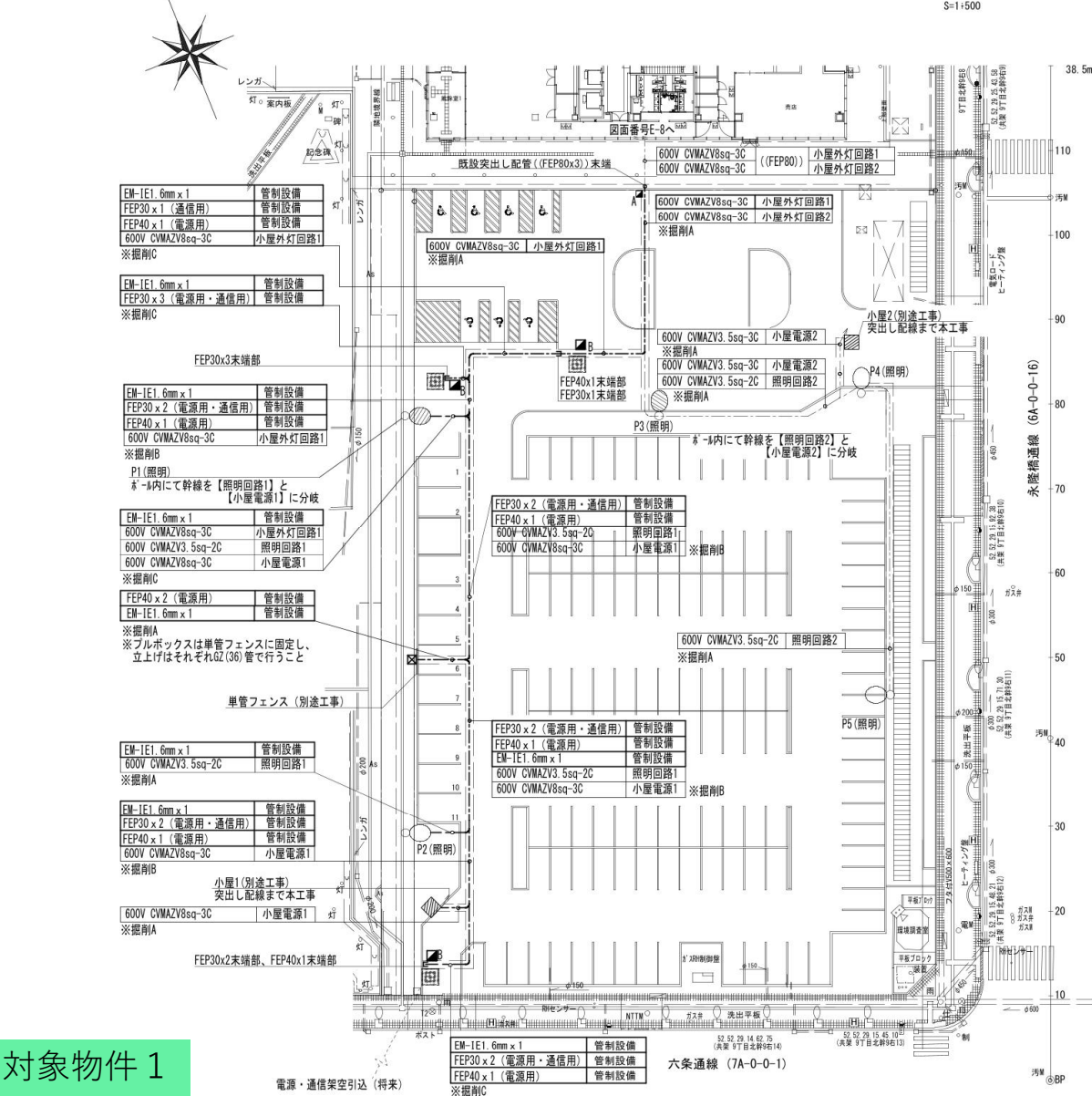


対象物件 2

資料2 料金事前精算機配置推奨位置



資料2



構内配電路線図

S=1:500

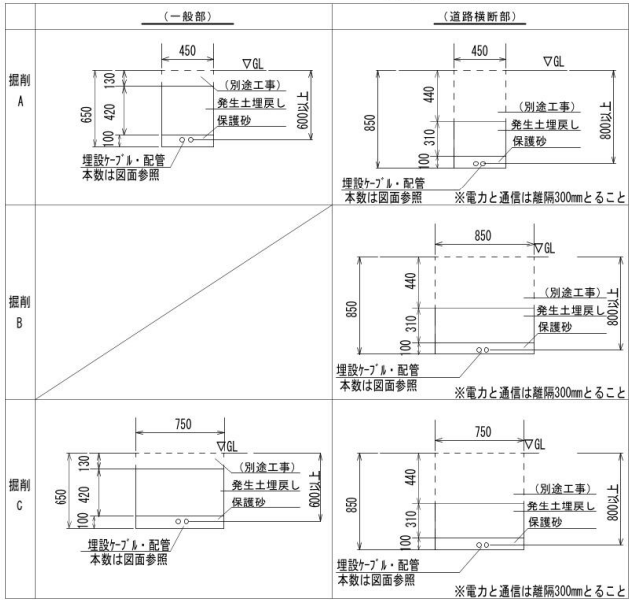
凡例

記 号	名 称	数 量	備 考
	LED照明灯 KCE090-2C H=10.0m直付-ル	3(基)	点滅器回路
	LED照明灯 KCE090-2C 点滅器付 H=10.0m直付-ル	2(基)	
	地中埋設配管配線 (600V CVMAZVケーブル)		一般部
	地中埋設配管配線 (600V CVMAZVケーブル)		車道横断部
	埋設標 (地中線) コンクリート製		
	埋設埋設標 鉄製		
	管制設備 (別途工事)		
	防水ブルボックス 垂鉛メッキ 400x200x200 接地端子付		

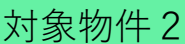
- 注記 1) 電源は庁舎内より供給するものとし、管路は庁舎側施工の突出し配管を使用する。
注記 2) 各照明灯の接地については、各々D種接地を施すものとする。
注記 3) 小屋は別途工事であるため、小屋用配線は地上で絶縁処理及び養生する。
注記 4) (())は既設配管とする。
注記 5) FEP配管末端部は防水処理し、地中に埋設すること。また、埋設箇所埋設管表示ピンを打ち込むこと。
注記 6) 外灯から管制設備箇所まで接地線を敷設すること。

ケーブル・配管据削断面図

S=1:40



資料 3 - 2

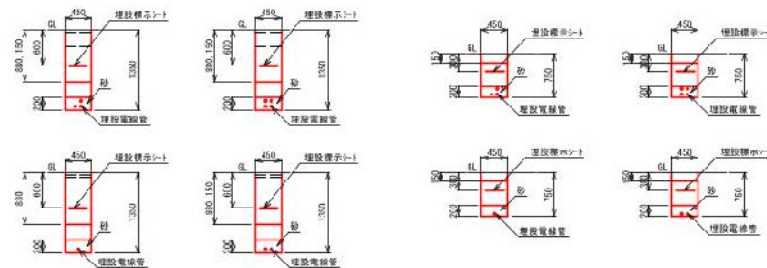


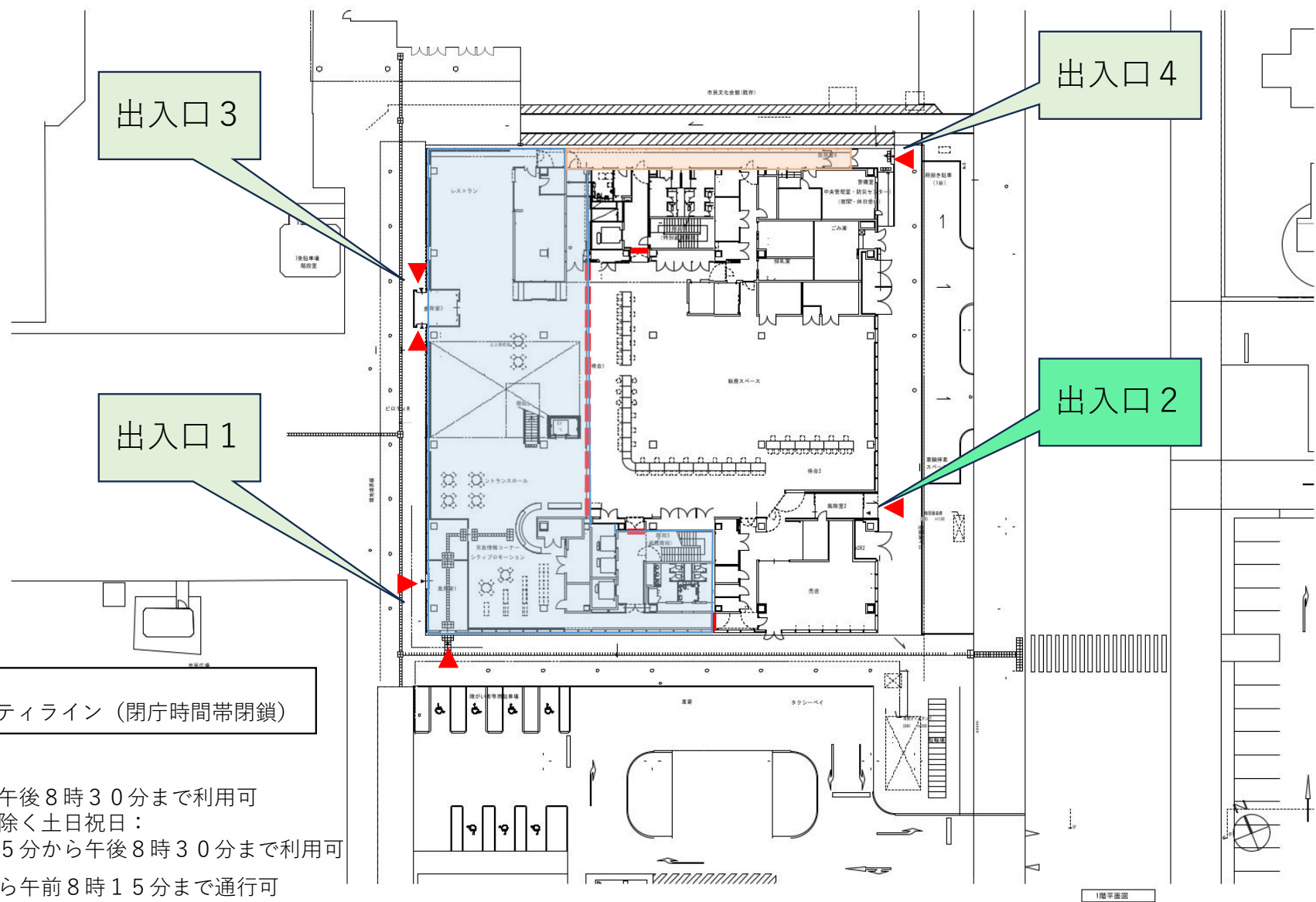
注記)

- ・各照明柱、分電盤ごとにD種接地工事を行うこととする。
- ・標高等の構造物高さなど形状が予想される箇所は、適宜配管ルートおよび埋設深さを調整すること。
- ・照明設備及び物置に係る配管は本工事とし、配線は別途電気設備工事とする。
- ・他設備電力及び他設備通信に係る配管は本工事とし、配線は別業工事とする。

(車司横断部)

(一般部)





■事務室等配置図

(令和8年4月1日現在)

水道局 旭川市7条通10丁目	
6階	(株)旭川振興公社
5階	保健所 調理実習室
	総務部 契約課
	工事検査課
	防災安全部 交通防犯課
	農政部 農政課
4階	土木部 土木総務課
	土木管理課
	土木建設課
	公園みどり課
3階	都市振興部 交通政策課
	航空課
	都市計画課
2階	建築部 住宅課
	室構課
	建築指導課
	衛生検査課
1階	旭川地方食品衛生協会 (旭川食品産業支援センター)
	監査課
	選挙課
	庁舎管理課(車庫担当)
消防本部	南消防署、消防本部サブファイター室 (旭川市消防協会)

あにまある 旭川市7条通10丁目

保健所	動物愛護センター(あにまある)
-----	-----------------

旭川ワードテラス 旭川市5条通7丁目

2階	観光スポーツ・ レジャー振興部 (一社)旭川観光コンベンション協会
----	---

子ども家庭センター 旭川市10条通11丁目

こども・女性・若者 未来部	こども家庭センター こども安心課
------------------	---------------------

水道局 旭川市上常盤町1丁目

4階	上下水道部 事業計画課
3階	建設課
	水道総務課
	経営財務課 維持管理課
2階	水道総務課工事検査担当 お客様センター 料金課

旭川リサーチセンター	旭川775石見東1条3丁目1-6
2階 経済部	産業振興課
1階	工芸センター
フイルム旭川 旭川市1条通8丁目(まちなか市民プラザ)	
7階 観光スポーツ・	都市交流課(国際交流センター)
ジェイ・リサーチ部	
市民生活部	結婚相談所
	消費生活センター
	計量検査所
	(一社)消費者協会
	社会教育部
	シニア大学
6階 女性・女性・若者	ごもりけ造園場(もりりぱーく)
来未部	
2階 経済部	旭川まちなしごとプラザ
ツルハ旭川中央ビル 旭川市1条通8丁目187番地の1	
2階 女性・女性・若者	子ども家庭センター
来未部	
防災センター 旭川市東光2条8丁目	
3階 消防本部	総務課
	予防課
	消防課
	指令課

		総合庁舎	
階層	地下 1 階付 9 階建		
延床面積	2 4, 6 1 6. 0 6 m ²		
開庁時間	午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで ただし、木曜日のみ 1、2 階の一部で午後 7 時まで延長あり		
開庁時間以外の利用状況	1、2 階ロビースペース及び 9 階展望フロアは誰でも利用可能 平日： 午前 8 時 1 5 分から午後 8 時 3 0 分まで 年末年始を除く土日祝日： 午前 8 時 1 5 分から午後 8 時 3 0 分まで		
出入口の状況	開庁時間は全ての出入口（1～4）が開放 閉庁時間は出入口 2 閉鎖 午後 9 時以降出入口 1、3 閉鎖		
		第二庁舎	あにまある
階層	6 階建	地下 1 階付 2 階建	
面積	1 0, 7 6 0. 5 8 m ²	7 3 4. 5 4 m ²	
開庁時間	午前 8 時 4 5 分から 午後 5 時 1 5 分まで	午前 8 時 4 5 分から 午後 5 時 1 5 分まで	
開庁時間以外の利用状況	なし	第 2・4 日曜日の午前 1 0 時から 午後 2 時まで申込制の利用あり	
出入口の状況	開庁時間以外は原則正面玄関閉鎖	開庁時間以外は原則閉鎖	

※開庁時間や開庁時間以外の利用状況は変更する場合があります。
※開庁時間以外でもイベントや会議の実施がある。

■旭川市 7 条駐車場概要

(1)所在地	旭川市 7 条通 9 丁目
(2)分類	都市計画駐車場
(3)構造	鉄筋コンクリート造地下 2 層
(4)収容台数	235 台
(5)設置主体	旭川市
(6)運営主体（指定管理者）	株式会社旭川振興公社
(7)供用時間	午前 0 時から午後 12 時まで ・ 自動車を入庫又は出庫することができる時間：午前 8 時から午後 10 時まで ・ 自動車を入庫又は出庫することができない時間：午後 10 時から翌日午前 8 時まで
(8)休日	1 2 月 3 1 日から 3 日まで
(9)駐車規模	積載物又は取付物を含めた普通自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車及び四輪自動車で次の範囲内のもの ・ 全長 5.0m ・ 全幅 1.9m ・ 高さ 1.9m ・ 総重量 2,000kg
(10)駐車料金	① 午前 8 時から午後 10 時まで：30 分までごとに 100 円に 1.1 を乗じて得た額 ② 午後 10 時から翌日の午前 8 時まで：1 時間までごとに 100 円に 1.1 を乗じて得た額
(11)回数券	100 円券（11 枚つづり）：1,000 円 3,000 円券（100 円券 33 枚相当）：3,000 円 5,000 円券（100 円券 55 枚相当）：5,000 円
(12)定期駐車券	全日定期券（午前 0 時から午後 12 時まで）：1 か月につき 22,000 円 昼定期券（午前 9 時から午後 8 時まで）：1 か月につき 16,500 円
(13)その他	手続等で市役所に来庁した場合の利用は最初の 30 分無料（別途処理必要） 障害者手帳所持者の利用は最初の 30 分無料かつそれ以降の駐車料金が半額（別途処理必要）

※いずれも変更する場合がある

■ 中心市街地でのイベント等実施状況

イベント名称	時期
北海道音楽大行進	6月上旬
旭川ミュージックウィーク	6月上旬
ASAHIKAWA DESIGN WEEK	6月下旬
買物公園まつり大道芸フェスティバル	6月下旬
旭川夏まつり	7月下旬～8月上旬
北の恵み あさひかわ食べマルシェ	9月中旬
旭川冬まつり・氷彫刻世界大会	2月上旬

※開催が確約されるものではない
 ※旭川市民文化会館での開催イベントを除く

■ 総合庁舎横駐車場の現状有姿

